

メイプルかめだ

就労移行支援 料金表

1. 施設利用に関する利用料金

総単位数（基本サービス費＋各種加算）×10.18円（1単位あたりの費用額）が総費用額（小数点以下切捨）となり、基本的には90%が代理受領額、10%が自己負担額となります。

①基本サービス費（訓練等給付費）

※請求額に関しては小数点以下の端数もあるため参考値となります

請求区分	請求単位 (単位/日)	請求額 (円/日)
就労移行支援 サービス費33	693	7,054

・定員41人以上60人以下の給付費単価となっております

②各種加算

※ 部の加算は全ての利用者を対象に算定しています。その他の加算については該当される場合のみの算定となります。

加算項目		請求単位 (単位/日)	請求額 (円/日)
1	福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	152
2	就労支援関係研修修了加算	6	61
3	初期加算	30	305
4	利用者負担上限額管理加算	150	1,525
5	移行準備支援体制加算	41	417
6	欠席時対応加算	94	956
7	福祉介護職員処遇改善加算Ⅱ	月の総単位数×47/1,000（単位）	
8	福祉介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	月の総単位数×17/1,000（単位）	

- 1.常勤の生活支援員等のうち社会福祉士等、国家資格所持者を35%以上配置
- 2.定められた研修を修了した者を就労支援員として配置
- 3.利用開始日から起算して30日以内の期間について算定
- 4.事業所が利用者負担額合計の管理を行った場合
- 5.職場実習や求職活動等について職員が同行して支援を行った場合

※利用者負担の上限について

原則として総費用の1割が利用者の負担となりますが、世帯の所得に応じて1か月あたりの上限額を定め、負担が重くならないようにしています。また受給者証に「新潟市利用者負担軽減措置制度対象者」と記入されている場合は新潟市独自の軽減措置により、利用者負担額が2割軽減されます。

所得を判断する際の世帯の範囲	
種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者

区分	対象者	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯(年収概ね600万円以下)	9,300円
一般2	一般1以外の課税世帯	37,200円

2. 食費及びその他のサービスに関する料金

以下については、料金として記載の金額を頂きます。

食事代(昼食)	実費
行事食	実費
日常生活上必要な諸費用	実費
教養娯楽費等	実費

令和5年4月1日現在